

美濃加茂市地域公共交通活性化協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約第8条第4項の公開に関する指針に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、随行者席及び一般席、報道関係者席に分ける。

(傍聴人の数の制限)

第3条 傍聴人の定員は、5人(随行者及び報道関係者を除く。)とする。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の申込は、会議開始の30分前から、会場において受付を開始し、先着順にて決定し、10分前に締め切るものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は静粛に傍聴し、発声、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、防寒具の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

- (7) 携帯電話等の音を発する機器を使用しないこと。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、会議の傍聴中またはその前後に、次の事項を守らなければならない。
- (1) 協議会の委員に対して意見及び質問並びにビラの配布等をしないこと。
 - (2) 会議場付近及び傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (3) 外部への発信及びSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等に投稿をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議で傍聴を認めない項目を検討するときは、その間退場しなければならない。

2 会議で傍聴を認めない項目は次のとおりとする。

- (1) 事業者からの相談事項を検討するとき。
- (2) 事業者からの経営状況および事業活動等個々の情報を得るとき。
- (3) 役員等の人事に関する事項を検討するとき。

(会長の指示)

第8条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年1月16日から施行する。